

日時:平成28年5月21日(土)

# 発達障害を含む特別支援教育の動向

1. 特別支援教育の現状
2. 障害者の権利に関する条約等への対応
3. 今後、公認心理師に期待すること

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 特別支援教育について

- 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。

# 特別支援教育について

## 【特別支援学校】

障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校（小・中学部）の1学級の標準は6人（重複障害の場合3人）。

対象障害種：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）。

⇒ 平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

## 【特別支援学級】

障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を標準（公立））。

対象障害種：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、  
自閉症・情緒障害

## 【通級による指導】

小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間（LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間）程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。

対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、  
肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

# 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成27年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1009万人

減少傾向

## 特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱  
聴覚障害 肢体不自由

H17年比で1.3倍

0.69%  
(約7万人)

## 小学校・中学校

### 特別支援学級

視覚障害(弱視) 知的障害 病弱・身体虚弱  
聴覚障害(難聴) 肢体不自由  
言語障害 自閉症・情緒障害

H17年比で2.1倍

2.00%  
(約20万1千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人)

### 通常の学級

#### 通級による指導

視覚障害(弱視) 知的障害 病弱・身体虚弱  
聴覚障害(難聴) 肢体不自由 言語障害  
自閉症・情緒障害 学習障害(LD) 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H17年比で2.3倍

0.89%  
(約9万人)

3.58%  
(約36万2千人)

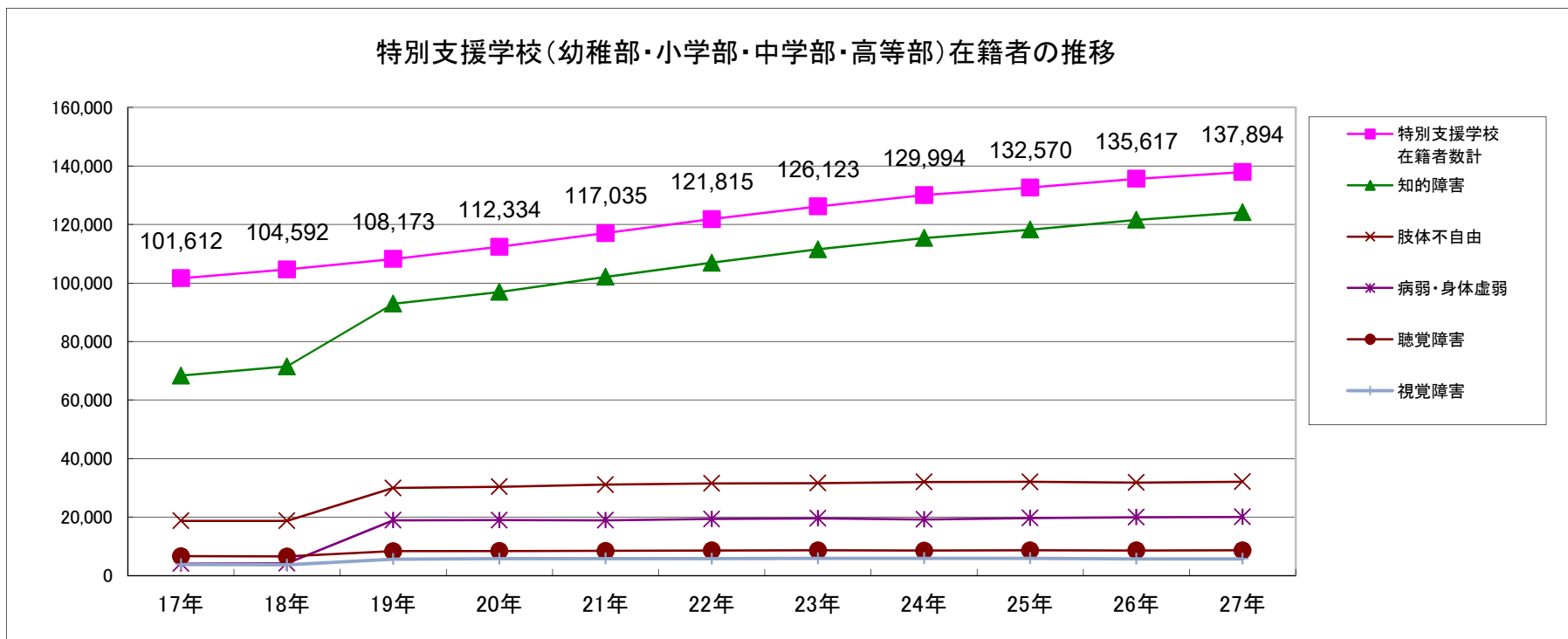
増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度\*の在籍率  
※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,100人(うち通級：約250人))

# 特別支援学校の現状(平成27年5月1日現在)

○特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校であり、公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の上限は6人(重複障害の場合は3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

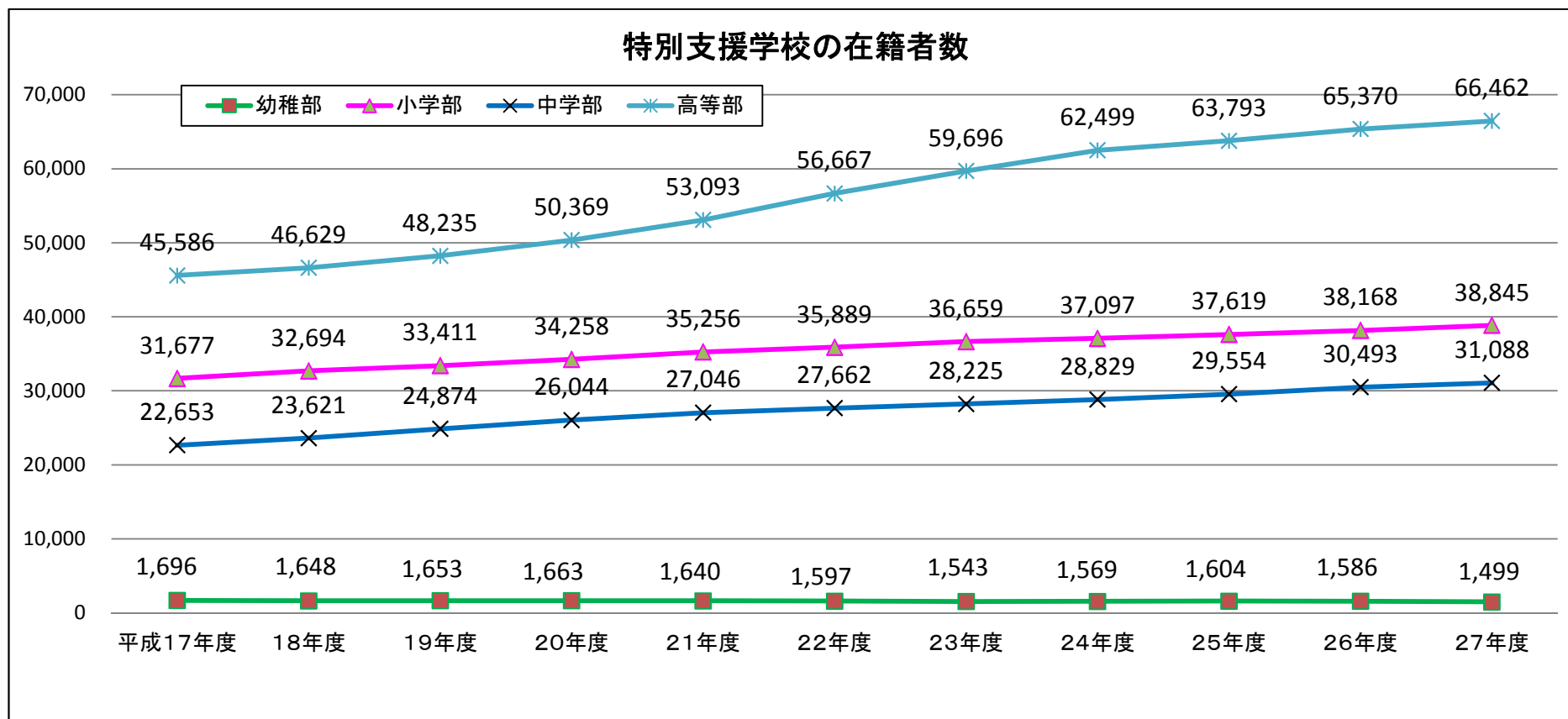


	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	118	745	345	145	1,114
在籍者数	5,716	8,625	124,146	32,089	20,050	137,894

※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

# 特別支援学校の現状(平成27年5月1日現在)



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	118	745	345	145	1,114
在籍者数	5,716	8,625	124,146	32,089	20,050	137,894

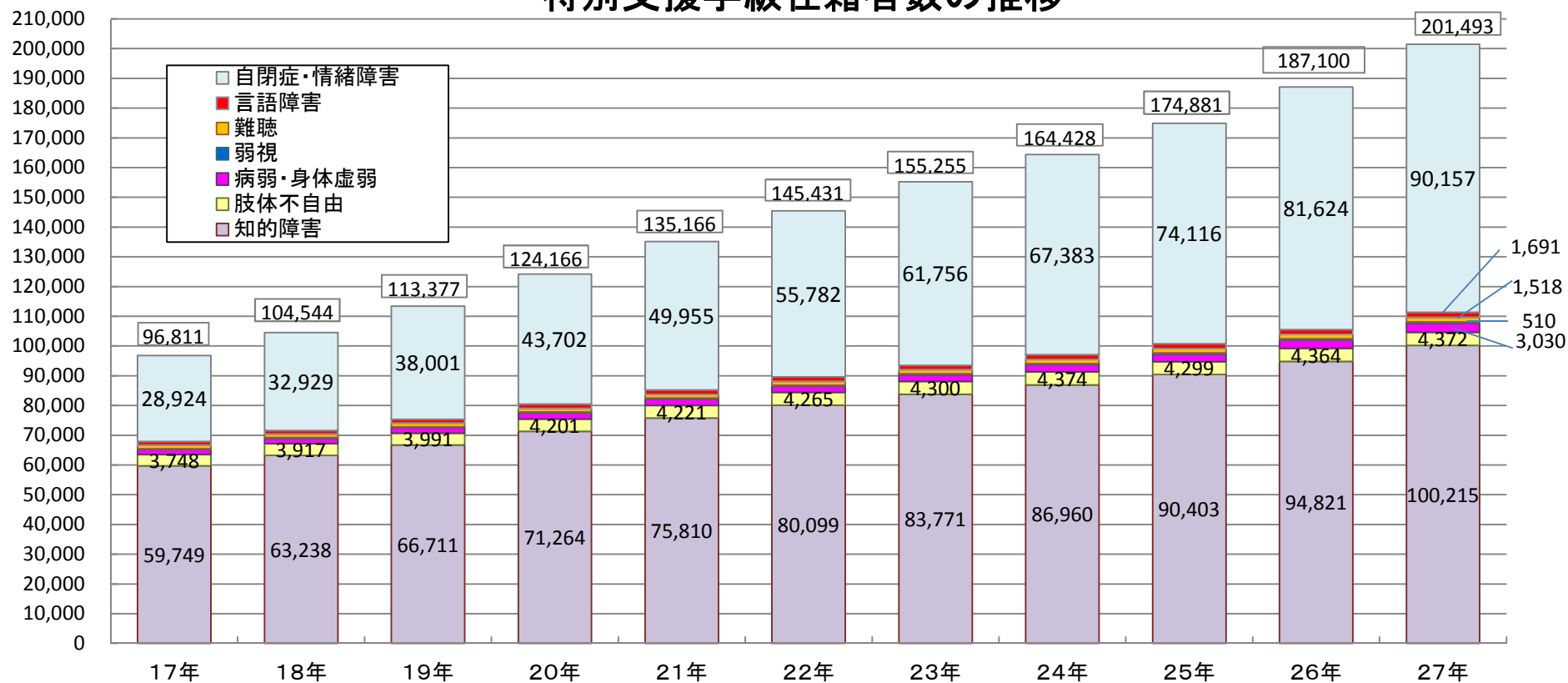
※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

# 特別支援学級の現状(平成27年5月1日現在)

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

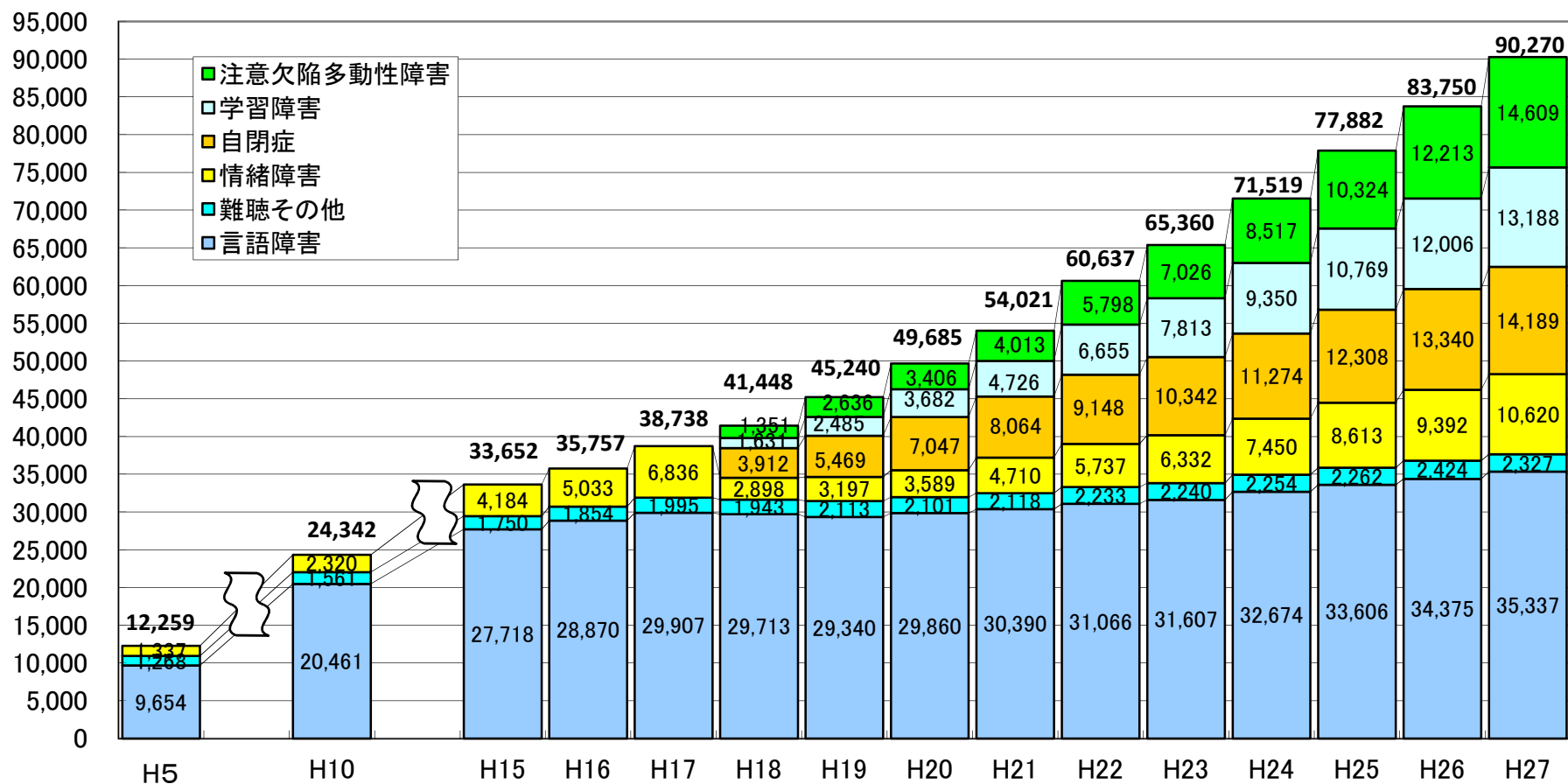
## 特別支援学級在籍者数の推移



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	25,432	2,846	1,792	440	996	589	22,491	54,586
在籍者数	100,215	4,372	3,030	510	1,518	1,691	90,157	201,493

# 通級による指導の現状(平成27年5月1日現在)

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



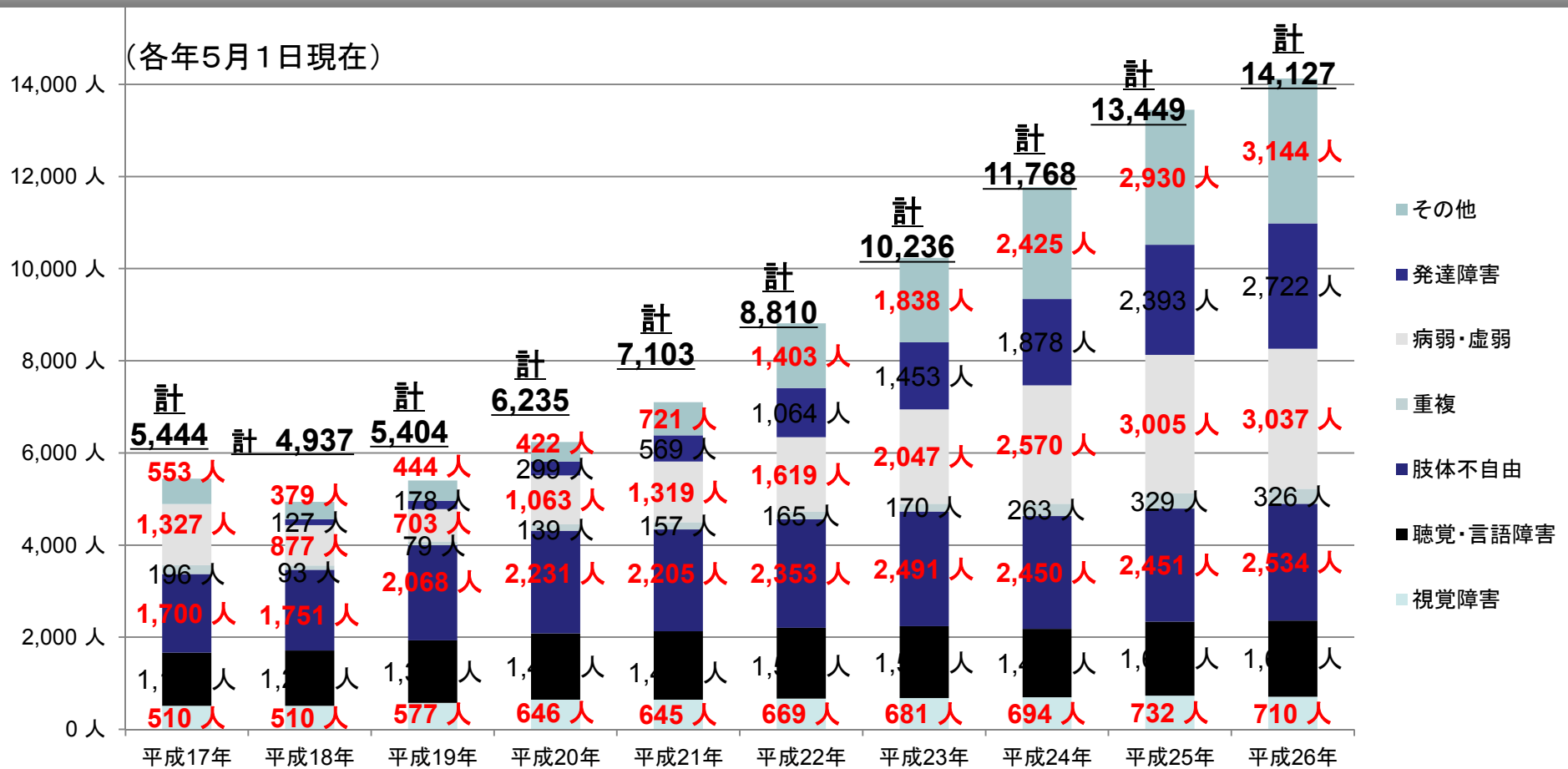
※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定  
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

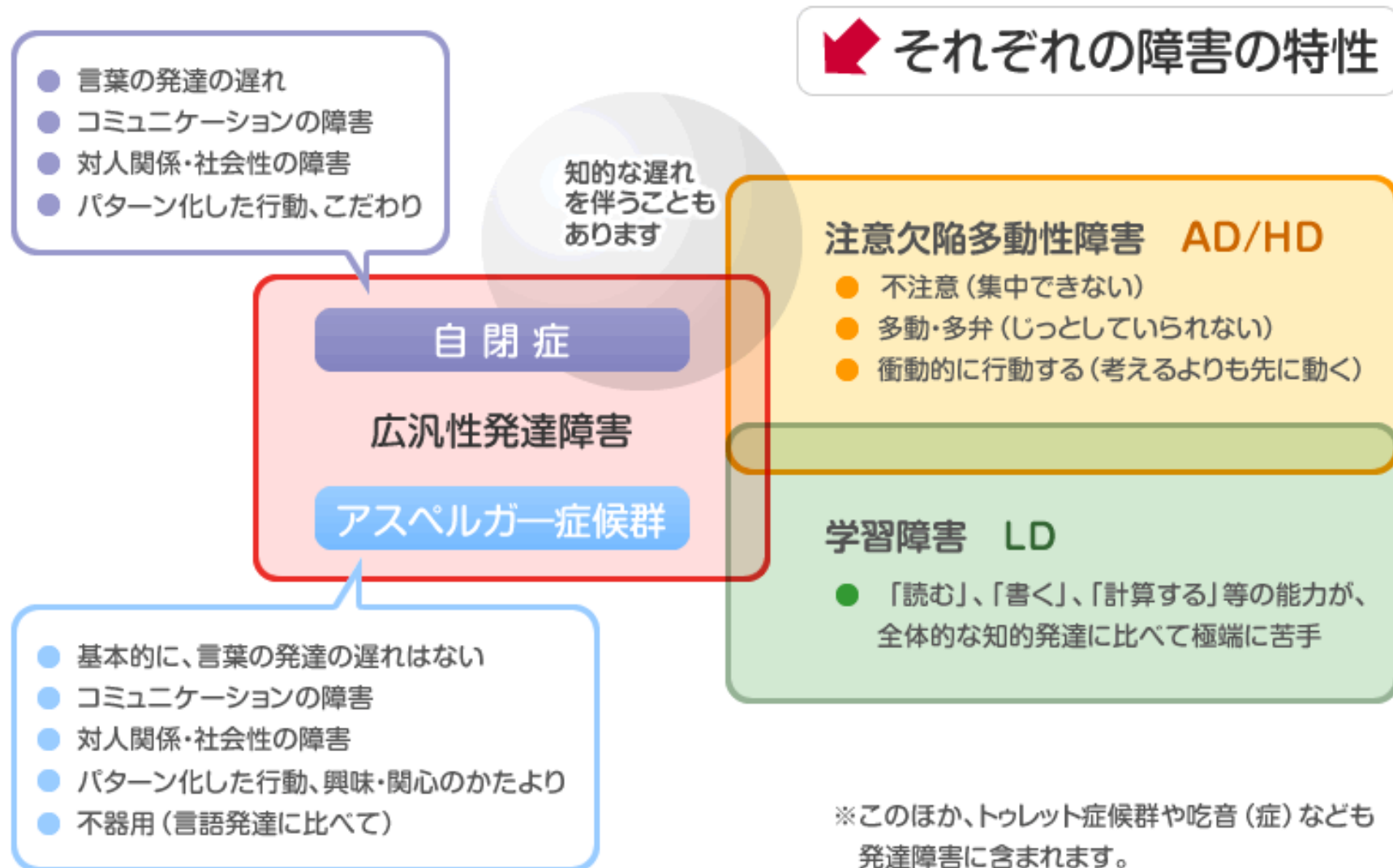


# 障害のある学生の在籍者数



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
  - ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
  - ※3 知的障害、精神障害、精神疾患等は「その他」に含む。(平成24年度から内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))
  - ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。
- (出典:平成26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

# 発達障害について ～障害の概念図～



政府広報オンライン「発達障害って、なんだろう？」より

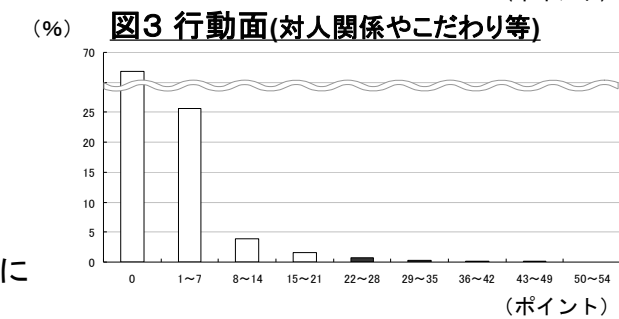
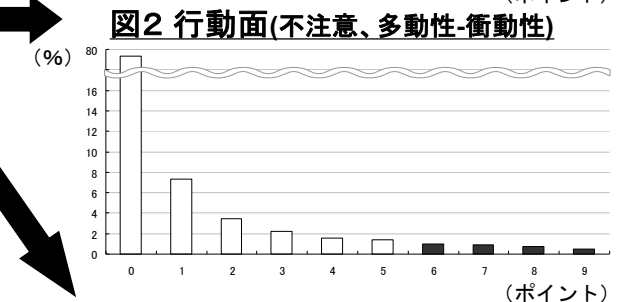
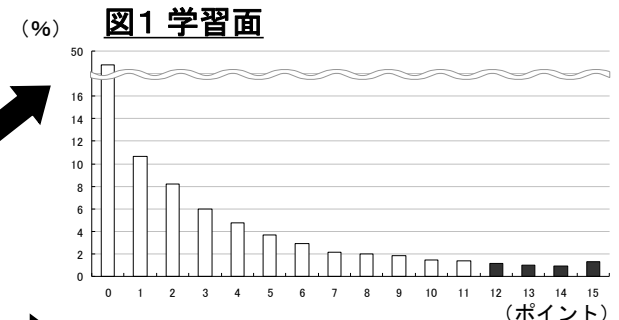
# 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする 児童生徒に関する調査結果（概要）

平成24年12月公表(文部科学省調査)

【調査内容】複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況及び受けている支援の状況等。

## ○知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す A：学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
B：「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%（2.9%～3.3%）
C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%（1.0%～1.3%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）
A かつ B	1.5%（1.3%～1.6%）
B かつ C	0.7%（0.6%～0.8%）
C かつ A	0.5%（0.5%～0.6%）
A かつ B かつ C	0.4%（0.3%～0.5%）



※調査対象：全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査（標本児童生徒数：53,882人（小学校：35,892人、中学校：17,990人）、回収率は97%）

※留意事項：担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

## 近年の特別支援教育に関する動向①

- 平成18年12月 国連総会において障害者権利条約を採択
  - 障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定
  - 例えば
    - ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止
    - ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など
  - （教育分野）
    - インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など
- 平成19年4月 特別支援教育の本格的実施（「特殊教育」から「特別支援教育」へ）
  - 盲・聾・養護学校から特別支援学校
  - 特別支援学校のセンター的機能
  - 小中学校等における特別支援教育 など
- 平成19年9月 障害者権利条約署名
- 平成23年8月 障害者基本法改正（障害者権利条約対応）  
（教育分野）
  - 十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実、
  - 本人・保護者の意向を可能な限り尊重
  - 交流及び共同学習の積極的推進 など

## 近年の特別支援教育に関する動向②

平成24年 7月	『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』（中央教育審議会初等中等教育分科会報告） <ul style="list-style-type: none"><li>・就学相談・就学先決定の在り方</li><li>・合理的配慮、基礎的環境整備</li><li>・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進</li><li>・教職員の専門性向上 など</li></ul>
平成25年 6月	<u>障害者差別解消法制定</u> （施行日：一部を除きH28.4） <ul style="list-style-type: none"><li>・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など</li></ul>
9月	<u>就学制度改正</u> （学校教育法施行令改正） <ul style="list-style-type: none"><li>・「<u>認定就学</u>」制度の廃止、<u>総合的判断</u>（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）</li><li>・柔軟な転学 など</li></ul>
平成26年1月	障害者権利条約批准
平成27年2月	差別解消法に基づく政府としての基本方針の策定
11月	差別解消法に基づく <u>文部科学省所管事業分野の対応指針</u> の策定
・平成28年4月	障害者差別解消法施行

## インクルーシブ教育システムについて(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

### 【インクルーシブ教育システムとは①】

- 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

## インクルーシブ教育システムについて(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

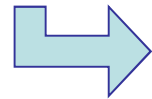
### 【インクルーシブ教育システムとは②】

- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。
- 小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。 -14-

# インクルーシブ教育システム構築に向けた文部科学省等の主な取組

## ○学校教育法施行令の一部改正(H25.8)

- ・(一定程度の)障害のある児童生徒の就学先決定の仕組み
    - ・改正前: 特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校に就学可能(→認定就学制度)
    - ・改正後: **個々の障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組み**とし、その際、**本人・保護者の意向を可能な限り尊重**  
柔軟な転学、保護者・専門家からの意見聴取の機会の拡大 など
- 「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」の作成(H25.10 文部科学省特別支援教育課)



学校教育法施行令改正の趣旨を解説するとともに、新たな教育相談・就学先決定のモデルプロセス及び障害種別の教育的対応の在り方を示したもの。(※文科省HPよりダウンロード可)

## ○特別支援教育関係予算等の充実(インクルーシブ教育システム構築事業など)

- ・H24:81億円、H25:99億円、H26:131億円、H27:145億円、H28予算案:156億円
- ・上記予算のほか、特別支援教育対応の教員加配の充実(H18:2,193人→H27:6,576人) 特別支援教育支援員の充実(H19:21,000人相当分→H27:49,700人相当分) など

## ○インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

等の開設(→(独)国立特別支援教育総合研究所)

など



### 特別支援教育における公認心理師の役割

#### ○児童生徒に対する役割

- 検査や行動観察等を通じた発達障害の状態の把握
- スクールカウンセラー

#### ○学校・教員に対する役割

- 障害の状態を踏まえた支援や指導の内容や留意点等の助言。  
（個別の指導計画、教育支援計画の作成支援）
- 保護者や関係機関との学校の窓口・連絡調整を担う「特別支援教育コーディネーター」のサポート

## 今後、公認心理師に期待すること

### 幼児児童生徒への効果的な指導・支援を実施するために

#### 1. 「学校」という環境への理解

- 学校を規定する法令・制度（教育基本法、学校教育法など）
- 「教育課程」の理解（各教科等や自立活動、時間割のしくみなど）
- 学校組織の体系の理解（校務分掌、学級担任制、教科担任制 など）
- 「教員」という職務への理解

### 幼児児童生徒への効果的な指導・支援を実施するために

#### 2. 伝達に当たっての工夫

公認心理師の知見に基づく助言を、児童生徒の指導・支援に効果的に活用できるよう、検査結果やそれに基づく助言を保護者や教員に伝える際には以下のような工夫をお願いします。

例えば、

- 専門用語をできる限り使わない。口頭だけでなく書面でも提示。
- 保護者へ検査結果等を説明する際の学校関係者の同席  
あるいは心理師から学校等への説明（要保護者の了解）
- 1対1ではなく、学級という集団を意識した助言など、学校の環境を理解した指導・支援方法の提示

# 発達障害を含む特別支援教育の動向

ご清聴ありがとうございました。

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN